

町長と語る会

を開きます

町では、住民とともに考え、一緒に力をあわせてつくついく「住民協働のまちづくり」を進めています。

そこで、今年から町を取り巻く状況やまちづくりの方向性、また新年度事業について説明するとともに、町民の皆さまと直接意見交換を行う『町長と語る会』を開催いたします。

是非、ご都合のつく会場にお越しください。

日付 平成21年6月7日（日）

会場

- 東浪見小学校体育館
午前10時から11時30分
- 一宮町中央公民館
午後1時30分から3時

■ 問合せ 総務課
企画財政グループ
☎ 42-2112

町長室が大きな変わりました

役場が大きく変わりました



一宮町長
玉川 孫一郎

町長室が大きな変わりました

No.6

住民の多様な要望にこたえられるよう、一日も早く軌道に乗せたいと考えています。

今回職員の提案により予算をかけないで実施するゼロ予算事業として、平日夜8時まで住民票や納税証書などの証明書を交付することになりました。

4月から行政改革の一環として、組織と業務の見直しを図った新しい体制で役場業務をおこなっています。12の課が8課に整理縮小され、係制が廃止されグループ制へ移行しました。

小泉内閣の三位一体改革により地方自治体は、権限委譲により業務は増えましたが、国からの地方交付税と補助金が大幅に削減され、どこも厳しい財政運営を強いられています。歳出を抑えるためには、どこの自治体も人件費を抑制するために、職員の採用を抑制しています。わが一宮町でも、一般事務職員の採用は5年間おこなっていません。その結果平成15年度166名の職員が、現在133名まで減少しています。

限られた職員により最小の経費で最大のサービスを提供するためには、役場の職員が意識改革して役場の組織と業務の見直しをする行政改革がどうしても必要です。今回の組織改革により、12人の課長は8人になり、従来あつた課長補佐と係長という中間管理職が全部廃止され、課長と主幹以外は全て一般職員として事務を分担します。職員がフルに稼動できる体制で柔軟な組織を目指しています。係制からグループ制への移行は、福島県の矢祭町などいくつかの自治体すでに実施していますが、課長補佐と係長を廃止し、完全なグループ制に踏み切ったのは、千葉県内では、初めてだと思います。

慣れないちは色々試行錯誤もありますが、限られた職員で

あらかじめ電話で予約すれば、会社の仕事が終わってから役場に駆けつけても、必要な証明書が手に入るわけですから、住民には大変喜んでいただけだと思います。

今まで、国民健康保険制度や後期高齢者医療保険制度をあつかう住民課が1階に、税金を扱う税務課が2階と分かれていいたため、1階から2階に上がったり、下がつたりして住民の方に大変不便をかけていましたが、今回の組織改革で税務課を住民課と同じフロアの1階に移しました。これによって住民の不便は大幅に改善されたと思います。

つねに住民と向き合い、住民の声に耳を傾け、ともに歩む町役場を目指して、努力してまいります。